

第6回 地域行政のあゆみ

平成3年度に地域行政制度を導入し、現在、28の地区（まちづくりセンター）、5つの地域（総合支所）、本庁による三層構造の体制のもと、区民の皆さんに身近な行政に取り組んでいます。今回はこれまでの地区の行政拠点における主な取り組みをご紹介します。

区のおしらせ地域版で連載中
第1回からの記事はこちら ▶▶▶



【地域行政の目的】 ①地域住民に密着した総合的サービスの展開 ②地域の実態に即したまちづくりの展開 ③区政への区民参加の促進

平成17年 出張所の再編

当時27か所の出張所をまちづくり支援の強化と窓口サービスの効率化を両立させるために、窓口サービスを7か所に集約し、20か所は、まちづくり支援を中心に行うまちづくり出張所（現まちづくりセンター）に再編しました。

平成25年 地区防災機能の強化

東日本大震災等の経験を踏まえ、きめ細かな災害対策を推進するため、まちづくりセンターを中心に、総合支所や本庁も連携し、防災塾の実施（平成26年度開始）や避難所運営訓練への支援など、防災意識・防災力の向上に取り組んでいます。

平成28年 地域包括ケアの地区展開

まちづくりセンターの建物内にあんしんすこやかセンターと社会福祉協議会地区事務局を配置し、高齢・障害・子育て等の相談をお受けする「福祉の相談窓口」、買い物支援や居場所づくりなどの「参加と協働による地域づくり」に取り組んでいます。

地域行政制度の導入から30年が経ち、社会状況の変化は大きく、区民の皆さんが抱える課題は多様化しています。

現在、区では地域行政制度の充実を図り、地区を重視したまちづくりを一層進めるため、条例制定の検討を進めています。